

**出前講座の
講師をめざして
障害者のための
パソコンボランティア養成講座**

障害者の情報格差の解消をめざし「障害者のためのパソコンボランティア養成講座」を実施し障害者の社会参加を促進させるためという目的で、平成十七年十一月から十八年二月までの4ヶ月間、月二回ずつ計八回、大宮ふれあい福祉センター内で講座を実施いたしました。

この講座は、独立行政法人福祉医療機構からの助成事業として認可され、この助成金を活用しての事業として行われました。埼玉県ボランティアクラブ所属のインストラクターを講師に十三名が講習を受けました。

講座は、「ウイルス&セキュリティ」、「トラブル解消」、「メール&ネット」、「デジカメ」等についてテキストをもとに研修しましたがはたして重度在宅障害者を対象にした出前講座がこなせるかどうか…。

この「養成講座」は、十七年度末で終了いたしますが、引き続き一八年度以降も購入したパソコン機器を有効に活用して、初歩的なワードやエクセルなどの講習等も計画していければいいですねと話し合っているところです。

望月 武

みんなの願いきいてください

障害者自立支援法に対する要望さいたま市へ提出

各会の願いをひろい出して、まとめて市への要望書にしました。不安やいらだちは伝わったのでしょうか。

各会の要望をまとめて

四月からの障害者自立支援法一部実施を控えて、障害者団体では不安を募らせていました。国は大まかなことしか決めず、細部は地方自治体に任せるといっていますが、自治体に問い合わせると、国からは何も聞いていないという返事が返ってきていました。

ようやく少し見えてきた「小規模作業所」に関わる場所では、現在の自治体補助事業（さいたま市でいうとデイケア事業）がこの先どうなるのかという、運営する側にとっては死活問題になるところが極めて不透明だったのです。制度の細かいところは全てどうような不透明さに覆われていたのですが、そのうち、いわゆる先進的な自治体から、自治体独自の負担軽減策が示されてきて、障害者協議会では、市に対する要望の必要性を痛感するようになりました。

一月理事会で検討の結果、各会から要望を挙げていただき、市長宛文書にまと

要望書要旨

紙面の都合で全文は載せられませんが、二以下は項目のみとします。

障害者自立支援法施行に伴う

今後の福祉施策への緊急要望

で見て低いものではありませんが、障害当事者の負担を可能な限り低くしていた、さいたま市として人権を守られ、学び、働き、楽しむ普通の暮らしを営めますよう願って以下のように要望いたします。

一、定率（応益）負担軽減に関する要望

二〇〇四年十月に提示された「改革のグランドデザイン案」に始まり、厚生労働省は多数の障害者当事者の反対の声を押し切って「障害者自立支援法」を成立させ、本年四月から施行されることになりました。当会は、十九の障害当事者団体から構成されていますが、各会とも急激に変化する情勢に対応しきれず、多数の不安要素を抱えているのが現状です。とりわけ、福祉サービスを利用する際の費用負担については、稼得の少ない重度の障害者から、扶養する家族の収入を含めて算定されるなど、きわめて厳しいものを感じています。また、無認可作業所である地域デイケア施設の移行先として示された事業体系は、財政的にも人材的にも乏しいデイケアにとっては、法人格の取得、運用実績、利用方式や対象者など、どれをとってもたやすく解決できる課題ではないと思っています。

これらの自治体による独自の負担軽減策は、国の急激な制度改革によって生活が立ち行かなくなったり、適切な手立が取れなくて不利益をこうむる障害者が出ないようにとの配慮から打ち出されたものであり、このことよって障害を持つ市民とその家族は、真の自立に向けて歩み出せるものと思われず。

また、京都市、横浜市等の動きを見ると、市議会への要望に後押しされていると、市議会への要望に後押しされて動いたということもあるようなので、二月十四日、市議会開会の日鶴崎市議会議長にお会いしてぜひこのことにご配慮いただきたいとお願ひしてきました。

要望書の内容は各会の要望の中から、市への要望に出来るだけ絞ってまとめたため、障害別独自のものは大きくは触れられませんが、先ずは一割負担の軽減の要望を実現するために考えて実施したものです。

要望活動はこれからも、障害者協議会の活動の大きな柱として、活動方法を柔軟に考えながら展開していきたいと思えます。

こうした状況の中で、事業の実施に当たり市町村の裁量に託された部分が少ないと聞きました。さいたま市当局はデイケアの補助金額にしても、生活ホームの家賃補助にしても決して全国レベル

所得の保障もなく、ゼロからいきなり上限三万七千二百円の負担をしなければ地域生活の柱である施設に通うことも、暮らしを支えてくれるヘルパーサービス

さえも利用できなくなる低所得の障害者のために、さいたま市当局も是非負担軽減策の適用を緊急にお願いいたします。

二、小規模作業所・デイケア施設の移行に関する要望

三、自立支援医療制度に関する要望

四、障害福祉計画の策定、地域自立支援協議会、その人の支援量や支援の内容を決める区分判定・認定審査会に関する要望

五、障害者自立支援法に限らず各種制度の内容が分かるよう責任を持って周知を図ってください。

六、その他要望は多岐にわたって提出されましたが、いまだ詳細が提示されていないものもあり、当会としては詳細が明らかになってから再度要望を行いたいと考えております。

今回の要望に対して、文書による回答をお願いいたします。

「東横イン」から考えたこと

さいたま市聴覚障害者協会 河合 洋祐

ビジネスホテルチェーン大手「東横イン」が横浜市のホテルで条例違反の工事を行なったことを端緒に全国で七十棟に亘る違反が摘発された。しかも、会見の場においての言い訳が、「身体障害者の利用は年に一、二回」というものであったから、全国の障害者の怒りを買うものとなった。

西田憲正社長の頭には、障害者向けの駐車場や部屋を設置するのは余計とする商業利益優先の考えのみがあり、企業としての社会的使命や倫理観の欠如は目に見えるものがある。

そのことを批判するメディアの意見とは別に、障害者の一人として言いたいのは、身体障害者向けの設備は、ハードビル法の規則があるから設けなければなら

ないというのではなく、一般の人たちの日常生活にも役立つものであるということを知ってほしいということである。

東京都において、車の渋滞を招くということで路面電車を撤去し、バスに切り替えるということがあった。そのとき聴覚障害者が困ったのは、道路の中央に設置されて、夜も明かりがついていた路面電車の停留所が、円盤のみのバス停に替わり、夜間に利用するときは降りる場所が分からなくなったのである。その頃はこちらん車内標示などなかった時代である。そこで、東京都の交通局に訴えたことを契機に、行燈（あんどん）型のバス停が普及し、一般の人も便利に感じたと思う。

また、昭和五十年にワシントンで開催

された第七回世界ろう者会議に出席したとき、羽田空港では当然聴覚障害者の私たちには案内放送は聞こえない。ところが、ふと天井を見上げたら、案内板が吊り下がっており、行先の各国都市名と航空機名、出発時間、ゲートナンバーが記載されていたのである。

そのとき思ったのは、国鉄（現JR）の駅にもこれと同様の標示が改札口にあるれば、ホームを間違えたり、行先の違う列車に乗ったりすることがなくなるといふことであつた。度々乗り遅れの失敗を経験している私は、帰国すると直ぐ国鉄本社に行き、全日本ろうあ連盟の立場で、羽田空港と同様の標示を要請した。

現在のJRの改札口に掲げられていて便利に思われている標示も、このような障害者の要望が基本になっているのである。従って、東横インの《余計なもの》という思考は、法規や社会倫理という面のみでなく、共生の社会という理念から大きく外れた考えであることを知ってほしいものである。

東横イン 人権侵害

三月十日の午前、さいたま市障害者協議会の有志二十余名が東横イン新都心を訪問し、本社常務、広報担当者、新都心支配人の三名の方に要望書を手渡し、一

連のハードビル法違反に対する抗議を行いました。

二月十六日には、東京法務局が「東横イン」に対して障害者などに対する人権侵害に当たるとして施設の改善と社員に関係法令を周知・徹底するよう勧告したと福祉新聞が報じていましたが、現場でも多機能トイレの使いづらさ（車椅子で入ると戸が閉められない）が車椅子利用者から指摘されました。

今回の抗議の内容は、ハード面の違反も問題ですが、利益優先の考えで事業をして、障害者、高齢者等に対するやさしさに欠けていたことを反省し、社員教育を徹底して欲しいということを強く訴えたものになりました。

東京法務局の見解も「障害者などの移動や利用の自由と安全を脅かし、社会活動への積極的な参加を困難にするもので、人権擁護上見過ごすことはできない」と指摘しています。

対応した三人の方々は、とても神妙な感じでしたが、何か心に響くものが感じられませんでした。

障害者自立支援法を 頼りがいのあるものにするために

さいたま市障害福祉課 浅井良純課長に聞く

市町村格差について

現状の市町村格差というものをどうい
う視点で見るとかということにもかかっ
てくると思うのですが、確かに、応益負担
のことを言われてしまうとつらいなあと思
うところもあるのですが、自治体の財
政面の問題もありますし、どうい
うところにお金を使っていきたいのかとい
うところで苦渋の選択というものもあるわ
けで、議会の中でも指摘を受けましたが、
当面生活支援センターを各区に作るこ
とや、就労支援の拠点になる総合支援セ
ンターの整備に力を注いでいきたいと思
っています。

区分認定審査会について

障害者の福祉サービスの必要性を総
合的に判定するため、介護給付の支給
決定段階において、心身の状況（障害
程度区分）を審査会で審査し、市では
それに加えて社会活動や介護者、住居
等の状況、サービスの利用意向、訓練、
就労に関する評価を把握し、支給決定
を行う

さいたま市の場合是一次判定（認定調
査）は区役所支援課がしますが（一五〇

〇〜一九〇〇人）、調査された資料は市
の障害福祉課がまとめ、二次判定はさい
たま市障害程度区分認定審査会が行いま
す。対象となる方には九月中までには認
定しなければなりません。



認定審査会はいよいよさいたま市の場合は五十
人以上、国は一合議体あたり五人を標準
としているので、八合議体と考えていま
す。精神科の医師、ケアマネジメント従
事者等と、国会の付帯決議にもありまし
たように障害当事者もお願いすることに
なると思いますが、各合議体の構成につ
いては、今後、考えていく必要があると
思います。

地域自立支援協議会について
【実施主体】市町村または圏域

【構成メンバー】相談支援事業者 福
祉サービス事業者 保健・医療、学校、
企業、権利擁護関係者、障害当事者団
体等

さいたま市ではまだ詳細を決めていま
せん。役割としては相談支援を行う事業
者も含めて評価をしたいというのですか
らとらえどころが難しいです。

施策推進協議会との関係も含め、どのよ
うに位置付けるのか検討が必要と思
うし、ケアマネの推進協議会もそのままと
はいかない。役割とメンバーを考えなが
ら進めていきたいと思っています。

障害福祉計画について

さいたま市では、障害者施策推進協
議会に「障害者計画」の策定について協
議していただいています。障害福祉計
画についても協議していただくことにな
ります。「障害者計画」はグローバル
な計画で、様々な分野の横断的な計画と
して、現在、教育や環境なども含め、
様々なことが推進協議会で協議されてい
ます。

今回の「障害福祉計画」というのは、
一定の枠組みがあつて、その中で考える
ということになります。国では三点ほど
挙げているのですが、各年度の障害福祉
サービスや相談支援サービスの種類と必
要な量の見込み、その確保のための方策、
地域生活支援事業の種類と実施のための
事項ということが市町村実施計画

の実施に関する事項として挙げられてい
ます。

また、福祉サービス、相談支援の種類
ごとという枠組みの中で考えたいとい
うのが決められていますから、障害者計
画のように、比較的自由な発想で、どう
いう分野を考えていこうとか、どうい
う期間で考えようとかはいかないもので、
いずれにしても、国はこの福祉計画で決
められた事項は、既存の障害者計画とマ
ッチングさせてくださいというもので、
お互いの計画が余りばらばらでは困ると
いつています。

この福祉計画というところが先ほどの
市町村格差にも関係しますが、構造的に
国が基本指針を示して、県が計画を出し、
市町村が計画を出し、最終的には積み上
げていくものだと思うのですが、市町村
ごとの考えに余り格差があると、例えば
どこかの市が突出した考えがあつたとす
ると、県としても格差が余り極端にな
っては県の計画が各圏域でバランスが取
れなくなってしまうので、県は数値目標に
ついてはある程度調整することもあると
思います。

その大きな所は施設整備なんです
が、どこかが「うちはこれだけ作りたい」と
挙げて、実現には国の財源が不可欠で、
県では圏域単位、国では都道府県単位で
どうかという視点で、計画段階からある
程度判断することになるのでは。

（聞き手 浅輪）

継続した 就労支援を目指して

さいたま市の障害者就労支援

さいたま市障害福祉課 山本 信二

障害者が地域で自立した生活を送る上で就労は重要なものですが、希望をしても就労の場が少なく、なかなか就労に結びつかない。就労後も人間関係や職場環境などでの悩みが多く、離職につながりやすいという状況も見られます。このようことから、就労支援は就労の場を紹介するのみでなく、就労後の継続した状況把握や日常生活の様々な相談支援も含めた対応が必要と考えられます。

そのため、さいたま市では、平成十九年度に「(仮称)さいたま市障害者総合支援センター」を設置し、就労支援事業、生活支援事業、授産支援事業などを総合的に挙げて実施し、行政が主体的に関係機関に働きかけることで充実した支援体制の構築に努める予定です。

まず就労支援事業では、市の職員以外に民間事業所の経験者を配置し雇用の場

の拡大を行なうコーディネーターやジョブコーチとして、その知識と技術を活かします。主な事業は「①職員が事業所や商工関係団体等の協力を得て雇用の場の拡大を行う。②ジョブコーチを配置し、雇用される側のみでなく、雇用する事業所に対しても様々な支援を行う。③やむを得ず離職をした方などのために早期に再就職ができるように短期間のトレーニングを行なう。④就労に向けた相談支援、関係機関調整を行う。」などです。

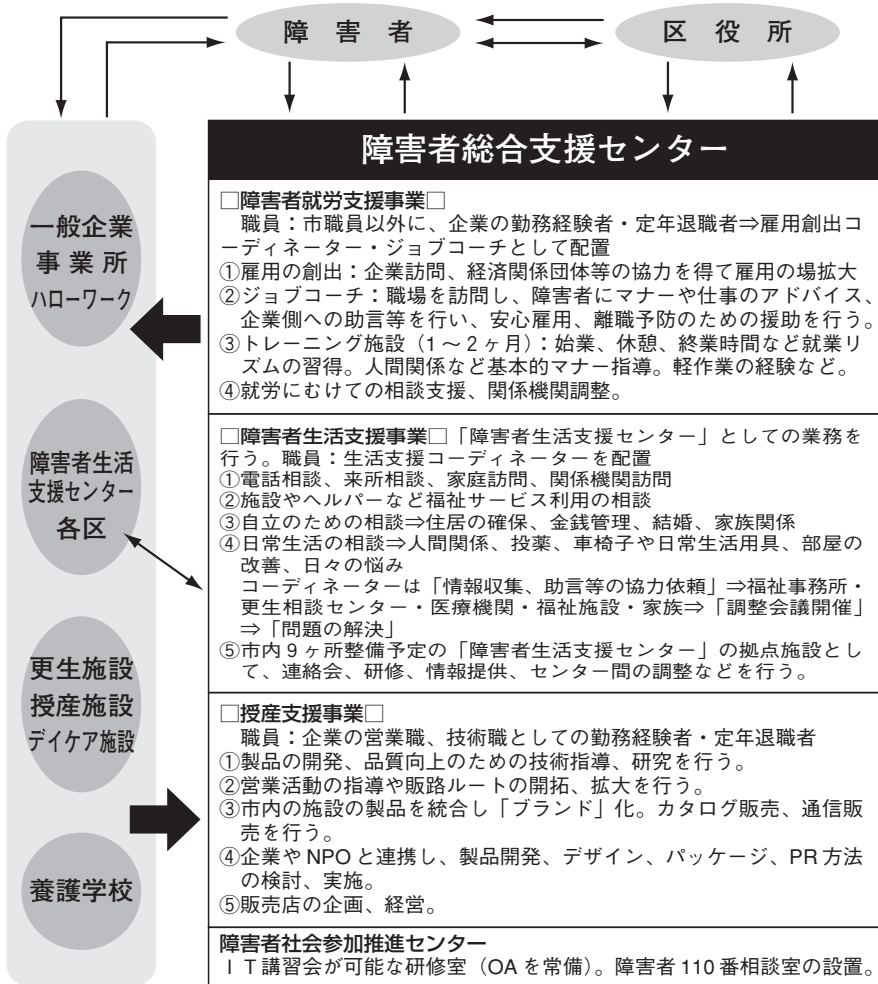
具体的には、就労を希望する方の相談を受け、その希望を確認し、障害者職業センター、ハローワーク等との連携により、その適性や適切な仕事内容等について評価を行い支援方針を立てます。その後、雇用の場を見つけ、事業所と事前相談を行い、受け入れのための準備をします。さらにジョブコーチ派遣による実習などを経て就労に結びつくよう支援を行います。なお就労後も担当者が定期的に事業所を訪問するなどして状況を把握し課題の解決を図ることとします。さらに、休日にご利用できる仲間作りの場、相談の場を設けるなど、離職予防にも努めます。また、就労支援と併せて生活支援が必要

な場合は、各区に設置される障害者生活支援センターが、日常生活の悩みや福祉サービスの利用など様々な相談を行います。さらに関係機関による調整会議を開催し適切な支援が受けられるよう調整を行なうなど、地域の相談支援体制を充実することとしています。(仮称)さいたま市障害者総合支援センターは、各区の障害者生活支援センターの拠点としての役割も果たします。

援するための授産支援事業(①製品の開発等の技術指導、研究 ②販売ルートの開拓、営業活動の支援 ③その他、授産製品の販売場所の企画運営)やパソコンを常備した研修室を設置しIT研修を行なうことも予定しています。

以上のように、市では、一人一人に合わせた適切な支援が行えるよう、(仮称)さいたま市障害者総合支援センターを中心に総合的な相談支援体制を構築してまいります。

さいたま市「障害者総合支援センター」の基本(案)



みんなが話そう

団体活動ニュース

二〇〇六年 新年交流会

さいたま市身体障害者福祉協会

一月二十八日(土) 十一時より「埼玉
県障害者交流センター」ホールにおいて
四福社会(うらわ、大宮、与野、岩槻)
で「身体障害者福祉協会」として、新年
交流会を開催しました。

以前は各会ごとに開いていました。
昨年、合同で開催しようとの機運が高
まり、三福社会で行い、今年度は岩槻も
加えて、四福社会合同で開催し、百二十
人の参加者がありました。
四福社会とも創立から五十五年を経て
おります。

創立のころは事務所も「福祉事務所」
にあり、障害者手帳を取得すると自動的
に福祉社会員になっているというような
時代もあり、いうならば「官製」な団体
だったわけです。

このため障害も多岐にわたり、身体障
害者の「デパート」です。
役員は毎月会合しますが、一般会員は
顔を合わせる機会が少なかつたのです
が、多くの知り合いができました。

この日の、アトラクションは、奇術、
フラダンス。おなじみの「南国の夜」・
「バリバリの浜辺」・「アロハオエ」な
ど。また、みんなでのカラオケ大会など
楽しいひと時を過ごしました。
毎年開こうと約束し散会しました。

田口秀之助

知的障害の人の 性を考える学習会

さいたま市手をつなぐ育成会

一月二二日(土) 彩の国すこやかプラ
ザに於いて「知的障害のある人の性を考
える」と題し、日本障害児性教育研究会
会長の山本良典氏を講師としてお招き
し、研修会が開催されました。

当日は雪まじりの天気でしたが、土曜
日ということもあり若いお父さんの姿も
見られ、参加者全員の顔が見える和やか
なものとなりました。

性教育は「人間関係を学ぶこと」との
姿勢から始まり、本人の年齢を基本に置
き、家庭の中では性差により距離を置く
ことが重要と話され「お母さんは全女性
の代表であり、子供はお母さんをおし
て女性を見る」とのお話は、本人を異性



若いお父さんがいっぱい研修でした

として意識していない母親には耳の痛い
話でした。

また、「寝た子を起こすな」的な発想
ではなく、思春期になれば誰でも「寝た
子は起きる」のは当然なことであり、発
達過程から基本的な生活習慣を身につけ
させることが大事だとお話しされ、「子
供は無菌状態では生活できない」とのお
話も説得力がありました。

性教育は教えにくいことが問題になる
ことが多く、失敗したときのプログラム
作りや本人参加型の学習会も必要ではな
いかとの事でした。

山本氏のお話全てがポイントになり、
貴重で楽しい研修会になりました。

宮部 幸子

精神医療の 講演会開催

さいたま市精神障害者家族会連絡会

市内の家族会の一つ、「みなわ会」の
主催で今回「服薬を中心とした精神疾
病治療」と題して学習会が開催されたので
報告いたします。

○日時 平成十八年二月二十五日(土)
午後二時～三時四十五分

○会場 大宮ふれあい福祉センター

○講師 三浦 宗克 氏

参加者は、七十余名と多く、関心の高



会場はたくさんの参加者で埋まりました

いテーマであったと思われます。

講師の三浦先生は、正しく服薬していただくために「精神薬」の歴史から薬剤・薬効の進歩など、難しい専門分野にもかかわらず、参加者にわかりやすくお話し戴きました。その概要は、

・精神疾患は、脳のドーパミン受容体でのアンバランスが深く関わっていること
・日本の精神医療は、欧米の後追いであること

・抗精神薬の効果は、連続服薬して数週間後に、初めて現れること
・高容量の服薬は、副作用が強くなること
・現実はまだ多い

・よく見られる副作用の症状と非定型薬の登場で大幅に削減されたこと
・抗パーキンソン剤は、認知機能を低下させること

講演の後、質疑時間を持ち、服薬の方向性と大切さを再認識した学習会となりました。
佐復 恵治

生きるよろこびを 実感する交流会

さいたま市障害難病団体協議会

日時 平成一八年二月九日(木)

会場 大宮ふれあい福祉センター

《第一部》学習会 一〇・〇〇

テーマ「障害者自立支援法」を学ぶ

講師 厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課

社部障害福祉課

課長補佐 隘本 英俊氏

講師 さいたま市保健福祉局福祉部

参事 井上 道明氏

一七年度の学習会は、施行間近の障害者自立支援法について国と市の担当者から、大きく変わる改革の概要が語られ、慌ただしい実務の一端がうかがわれました。障害者の「自立」は容易ではありません。自助を第一に、強靱さと寛容さを兼ね備えた、地域基盤の支えの構築が前

団体 紹介

二つの会が手をむすんで

さいたまダウン症連絡会

私たちの会は、さいたま市内の二つのダウン症児親の会の連絡会です。

「麦の会」は旧大宮市で昭和五十六年に四名の親の語らいの場から始まりました。月一度の定例会では、今、障害者がおかれている現状や問題点という大きなテーマから、先輩の母親から小さな子の母親へのアドヴァイス、そして同じ障害を持つ子の親という絆を持つ者同士が共感しあえるたわいない話まで、様々な話が盛り上がっています。

その他、会報の発行、年齢別のグループ活動、施設等の見学会、講演会、クリスマス会などを行っています。
旧浦和市で昭和六十二年に生まれた



障害者自立支援法施行を前に多くの参加者が……

提条件となり、共助、公助の仕組みで成り立つ支援法です。

理想は、希望の適所に「就職」し、胸を張って「納税」するという人間らしく生きる障害者でありたいのです。

《第二部》新春交流会 一一二二二〇

恒例の「交流会」は、障害難病団体が、相互理解の場として、支援と協力をいただく方々と親しく会し、自らと団体を紹介します。新しい年のはじめに生きるよろこびを実感する心躍る大切な行事となっています。
常任委員 渡邊シヅ子

「コスモス」も当時、今以上に障害児の相談療育の場が少ない状況の中で悩みや疑問を持った就学前の子供の親、七名からスタート。発足と同時に音楽療法や学習会の場を作り、兄弟も一緒に参加する遊びや合宿などに力を入れてきました。現在では小さい子中心のポップクラブ（音楽療法）や中高生以上が親を離れてボラさんと活動するアミーゴクラブ、毎年五十家族以上が世代を超えて交流するクリスマス、合宿などの活動をしています。

麦の会とコスモスは会報や情報を交換し合い、お互いの学習会などに参加する事もあります。どちらの会も、障害を持

った子供達、支える親や家族がより輝いて人生を送るための出会いの場、学習の場でありたいと願っています。
また、ダウン症児の親は多くの場合、出生後間もなく子供の障害について知られることが多く、出産直後の母子や家族に対するケア、育児に関する情報の提供などが仲間同士の大切な役割です。成人した仲間も増えた現在は、障害者協議会などを通して、これから自立して社会で生きていく本人たちのための社会システム作りに参加することが求められてきていると思っています。

しかし、低年齢の子を持つ会員の割合が高い実情から、まだまだ十分な参加が難しいのが、悩むところです。これからも先輩諸氏のご指導をよろしくお願い申し上げます。
戸田 玲子



さいたま市障害者協議会恒例の交流会を昨年十二月二十七日、大宮の木曽路で行いました。

呼びかけに応じて参加して下さったのは各会から二十一人で、和やかな会になりました。

事務局としては、なにか、みなさんのお話をうかがって…と思っていました。が、テーブルごとの会話が賑やかに弾んでいましたので、あえて何もしないで流れて任せるという形を取りました。

みなさんとても楽しそうでした。

お楽しみといえは、何かが「当たる」というのはうれしいもの、ささやかな景品を用意してジャンケンゲームをしました。その大当たりが視覚障害者協会の長根さんだったのです。以下は大当たりの長根さんのことばです。

みなさんも、次回にはどうぞご参加く

ださい。

ジャンケンできますよね？

さいたま市視覚障害者協会

会長 長根 清平

暮れの二十七日、私はかつて無い経験をいたしました。

年末恒例の交流会の席上、じゃんけんゲームが行われました。

日ごろから何事も初戦敗退の私でしたが、この日に限り何故か勝ち進み、事務局で準備していただいた最高の商品(防炎用ラジオ)を獲得しました。

リッチな昼食、飲み物もひと味違って、一年間の疲れが飛んでしまったひと時でした。

障害者自立支援法(平成十七年法律第一二三号)により、四月一日からは私たちの環境も変わります。

視覚障害者向けの移動支援は、地域生活支援事業としてさいたま市に委託されますが、ぬくもりのある対応を期待し、本年度は自助努力の年 自立・明日へジャンプのタイトルで、本会では九月十七日(日) 市民会館大宮大ホールに全盲ピアニスト島筒英夫さんと愉快な仲間たちを迎えて、チャリテイコンサートを行います。収益金の一部を障害者協議会に寄贈させて頂きますので、チケットの購入その他ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局だより

早いもので、こちらで仕事を始めて一年が経ち、とりあえず各会議を一回は経験し、二年目に入りました。

福祉のことはまったく分からず、手探りでやるしかないという感じで、「チャレンジ! チャレンジ!」と自分を励まして、なんとかここまで続きました。毎日毎日、この仕事の多さに立ち向かいながら(?!)、あまり考えすぎず、なんとかなるさという感じで、果敢にも(?!)何とか進めてまいりました。

不手際もあつたかと思えます。とりあえず回していくだけで精一杯の一年でした。

これから、推進協議会、年度末の締め、来年度の事業企画の詰め、そして総会まで、予定はぎっしりです。先日、三役会で、これからの会議の日程のスケジュールを考えていたら、眩暈がしそうでした。事務局は、このスケジュールをなんとか回していくことが仕事です。よく食べよく寝て、せめて自分の体調くらいは注意していこうと思います。役員・理事の皆さんも、体には気をつけて、元気はつらつ進んでいきましょう。

忙しいということは、充実しているということの裏返しだと思って、乗り切りたいものです。

編集後記

日頃は、さいたま市障害者協議会の活動にご協力をいただきありがとうございます。私もさいたま市障害者協議会が発足した時より広報委員の一人として浅輪委員長、川原委員、坂本委員とともに活動してまいりました。障害者協議会に加入している諸団体の活動報告、難病をかかえている方々の体験談などが私たちが知りうることの毎日です。平成一八年四月一日より、自立支援法の執行により障害の重い方々の負担がとて大変になります。東京都荒川区では、行政が一割負担のうち五〇%〜七〇%を持っていただけるとのことです。さいたま市も見習っていただきたいと思います。中野 勇

さいたま市障害者協議会
 会報あ・うん第4号
 発行 さいたま市障害者協議会
 会長 望月 武
 編集 さいたま市障害者協議会広報委員会
 〒330-0801 さいたま市大宮区土手町 1-213-1
 大宮ふれあい福祉センター 4階
 TEL/FAX 048-653-7271
 e-mail saitamacity-handynet@nifty.com